

補装具費代理受領等に係る契約書

(趣旨)

第1条 この契約は、東大阪市（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）との間に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給を行う際の代理受領（障害者又は障害児の保護者に代わって補装具業者が補装具費を受領することをいう。以下同じ。）等について必要な事項を定めるものとする。

(補装具の製作等)

第2条 乙は甲の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の販売又は修理を行うものとする。

- 2 補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すにあたり、甲が別に定める場合を除き、乙は大阪府障がい者自立相談支援センターの適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、甲は不備な箇所を指摘して乙の負担においてこれを改善させることができる。
- 4 乙は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

第3条 甲は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、乙に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 乙は、その販売又は修理を行った補装具について、前項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を引き渡した際に、補装具費支給対象障害者等から補装具費支給券に記載した利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 4 補装具の販売又は修理に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第4条 乙は甲に対して補装具費を請求する場合には代理受領に係る補装具費支払請求書（兼請求及び代理受領に対する委任状）に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

- 2 甲は、乙から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(変更等の届出)

第5条 乙は、名称又は所在地その他の事項に変更があった場合、及び当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに甲に対し届け出なければならない。

(契約の取り消し)

第6条 甲及び乙は、次の場合には一方的にこの契約を取り消すことができる。

- (1) この契約の履行に関し詐欺その他不正行為があった場合

(2) 契約条項に違反があった場合

(補装具引渡し後の改善)

第7条 補装具の引渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、乙の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、乙は第2条に準じて改善しなければならない。

2 補装具の引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、乙の負担においてこれを改善しなければならない。

ただし、厚生労働大臣が規定する修理基準（平成20年3月31日厚生労働省告示第147号）に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

(不正利得の徴収等)

第8条 乙が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、甲は当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第9条 乙はこの契約による帳簿及び関係書類を5か年間保存しなければならない。

(協議事項)

第10条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ決定する。

(契約期間)

第11条 契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約の更新)

第12条 この有効期間満了前1か月前までに契約の当事者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われなときは、有効期間満了の翌日において向こう1か年間順次契約を更新したものとみなす。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方連名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲	所在地	東大阪市荒本北一丁目1番1号
	名称	東大阪市
	代表者	東大阪市長 野田 義和

乙	所在地	
	名称	
	代表者	